



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 8月27日火曜日 第1385号

◇ 目 次 ◇ 規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則..... 955

告 示

- 救急病院の協力申出..... 956
- 町営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 956
- 肥料登録有効期間の更新..... 956
- 保安林の指定の解除..... 956
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 956
- 開発行為に関する工事の完了..... 957

選挙管理委員会告示

吉田町土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定..... 957

規 則

○愛媛県規則第54号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和35年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「決議」を「決議等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第37条の2第1項に規定する特定組合は、理事が総会又は総代会に次に掲げる書類を提出し、その内容について報告したときは、2週間以内に総会（総代会）議事録謄本に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書

第7条第1項中「又は理事会議事録抄本」を「、理事会議事録抄本又は経営管理委員会議事録抄本」に改め、同条第2項中「会長」の下に「若しくは理事長」を加え、「又は常務理事」を「、常務理事、経営管理委員会会長又はその他の常勤の役員」に改め、「理事会議事録抄本」の下に「、経営管理委員会議事録抄本又はその他の常勤の役員の選任に関する書類」を加え、同条第3項中「組合長」の下に「若しくは理事長」を、「常務理事」の下に「、経営管理委員会会長若しくはその他の常勤の役員」を加える。

第8条の見出しを「（定款変更認可申請等）」に改め、同条第1項第2号中「新旧定款」を「新定款」に改め、同項に次の1項を加える。

- (4) 旧定款

第8条に次の1項を加える。

6 組合は、法第44条第4項の規定により定款変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類
- (2) 変更した新旧条文

第10条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1号中「総会（総代会）議事録抄本」の下に「（総会又は総代会の決議を経ることを要しない場合は、理事会議事録抄本）」を加え、同条第2号中「新旧の」を「新の」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 旧の信用事業規程等
- 第10条に次の1項を加える。

2 組合は、法第11条第4項の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 総会（総代会）議事録抄本
- (2) 変更した新旧規定
- (3) 前項第3号及び第5号に掲げる書類

第10条の2第1号中「新旧の」を「新の」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 旧の信用事業方法書

第11条第1項ただし書中「第2号」の下に「及び第3号」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

第11条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本

第11条第1項に次の1号を加える。

- (6) 清算人名簿

第11条第2項中「第64条第5項及び第8項」を「第64条第4項及び第7項」に改める。

第13条第1項中「認可」の下に「（法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係る合併の認可を除く。）」を加え、同項ただし書中「第9号」の下に「及び第10号」を加え、「第10号」を「第11号」に改め、同項第9号を次のように改める。

- (9) 法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

第13条第1項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本

第14条の3第1項第2号中「変更した定款」を「、新定款」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 旧定款

第14条の5の次に次の1条を加える。

(法人組織変更の届出)

第14条の6 法人は、法第73条の12の規定により組織変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 登記簿の謄本
- (2) 定款
- (3) 組織変更計画書
- (4) 組織変更理由書
- (5) 総会議事録謄本

第15条中「を受けた」を「があつた」に、「写」を「写し」に改め、同条第3号中「第73条の20」を「第73条の37」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第38条第2項の規定による理事の解任の請求

第15条に次の1号を加える。

(5) 法第48条の2第2項の規定による総会の招集の請求

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1472号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
浦屋病院	松山市中一万町5番地10	医療法人社団西仁会	平成17年8月23日まで

○愛媛県告示第1473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小松町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・小松地区）の施行に平成14年8月15日同意した。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小松町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・小松地区）の施行に平成14年8月15日同意した。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1475号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成17年8月24日	愛媛県第1232号	魚廃物加工肥料	宇和島漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.5 加里全量 1.0	公定規格のとおりに	宇和島漁業協同組合 愛媛県宇和島市榊形町二丁目6番11号

○愛媛県告示第1476号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町伊方越字後山 186 の11、字西脇 117 の2・119 の1・119 の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町伊方越字西脇 101 の2、107 の2、109 の2、110 の2、114、115 の1、115 の3、115 の5、115 の6、116 の2、116 の3、117 の1、117 の2、119 の1、119 の4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び伊方町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1477号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年 8月27日から 9月9日まで

○愛媛県告示第1478号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
西局建（開）第15号 平成14年 8月14日	西条市大町字岸陰77番10、77番12、77番18及び77番19	西条市大町77番地12 伊 藤 貴 之
西局建（開）第16号 平成14年 8月14日	西条市大町字岸陰77番 4、77番 9、77番15及び77番17	西条市西田甲514番地の 2 大 川 二 朗
西局建（開）第17号 平成14年 8月14日	西条市飯岡字宝山2480番41、2480番42及び2481番 9 並びに同市飯岡 字山口2482番 3	温泉郡中島町大字宇和間甲1318番地 青 柳 富 久 榮
松局伊土検（開）第26号 平成14年 8月14日	伊予郡砥部町拾町291番 1、292番 4 及び294番 4	松山市立花五丁目 2 番 4 号 有限会社 一興 代表取締役 洲之内 裕 光

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

平成14年10月29日任期満了に伴う吉田町土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成14年 8月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

吉田町選挙管理委員会

